

佐賀大学理工学部事務分掌規程

(平成16年4月1日制定)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学事務組織規程(平成16年4月1日制定)第

34条の規定に基づき、理工学部事務部の事務分掌について定めるものとする。

第2条 理工学部事務部に、総務係及び実習工場係を置く。

第3条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学部事務の連絡調整に関すること。
- (2) 会議、儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 学術交流協定に関すること。(学術研究協力部の所掌に属するものを除く。)
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 学部所管の規程等の制定及び改廃に関すること。
- (6) 職員の勤務時間、出張・研修及び休暇に関すること。
- (7) 法令、刊行物その他資料の収集整理に関すること。
- (8) 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (9) 郵便物等の接受に関すること。
- (10) 渉外に関すること。
- (11) 学部に係る調査、統計その他諸報告に関すること。
- (12) 職員の雇用及び懲戒の手續に関すること。
- (13) 職員の服務に関すること。
- (14) 職員の給与の手續に関すること。
- (15) 職員の安全衛生管理に関すること。
- (16) 職員のレクリエーション及び福利厚生に関すること。
- (17) 予算の要求に関すること。
- (18) 予算の配分及び管理並びに決算に関すること。
- (19) 物品(資産を除く。)の管理(取得、保管及び処分)に関すること。
- (20) 物品(図書を除く。)の寄附及び受領に関すること。
- (21) 資産の管理に関すること。
- (22) 事務局各課との連絡調整に関すること。
- (23) 施設の警備、防災及び清掃等役務に関すること。
- (24) その他学部の他の係の所掌に属さない事務を処理すること。

第4条 実習工場係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 実習工場に係る連絡調整に関すること。
- (2) 実習工場における学生の実験実習に関すること。
- (3) 実験装置、機械器具の製作及び修理に関すること。
- (4) 実習工場の設備の保守管理に関すること。
- (5) 実習工場の機械器具の整備及び保管に関すること。
- (6) その他実習工場に関すること。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。